

児島市民交流センター附属設備利用料計算書

表2

利用日 令和 年 月 日 曜日 利用時間 ~ 第 号  
 行事名  
 利用施設名

器具名	単位	1回金額	個	回	金額	器具名	単位	1回金額	個	回	金額
<b>(1)ジーンズホール舞台設備器具</b>						<b>(5)ジーンズホールバック料金</b>					
音響反射板	一式	3,080				基本パック①<音響反射板>	一式	11,000			
平台	1枚	160				基本パック②	一式	11,000			
金びょうぶ(6曲)	1双	770				照明パック	一式	5,500			
毛せん	1枚	330				まとめてパック	一式	33,000			
山台用ふとん	1枚	160									
上敷	1枚	160				<b>(6)視聴覚室</b>					
しゃ幕	1枚	660				拡声装置、録音再生器具(マイク付)	一式	1,100			
演台(花台付)	一式	550									
司会者台	1台	330				<b>(7)会議室等器具</b>					
めくり台	1台	110				ピアノ	1台	330			
指揮台(譜面台付)	一式	220				卓球台	1台	110			
譜面台	1台	40				拡声装置、録音再生器具(マイク付)	一式	1,100			
舞台用いす	1脚	40				ポータブルアンプ(マイク付)	1台	660			
舞台用机	1台	160				プロジェクター	1台	990			
グランドピアノ(ヤマハS6B)	1台	2,200				スクリーン	1台	330			
グランドピアノ(ヤマハC7)	1台	1,100									
<b>(2)ジーンズホール照明器具</b>											
ボーダーライト(150W 72灯)	1列(2)	880									
サスペンションライト	1列(2)	1,050				<b>(8)持込器具</b>					
アッパーホリゾンライト(150W 72灯)	1列	710				舞台	1KW	110			
ローホリゾンライト(150W 72灯)	1列	710				音響	1KW	110			
フロントスポットライト(1KW 2台)	1列	160				照明	1KW	110			
フロントスポットライト(750W 2台)	1列	130				楽屋	1KW	110			
シーリングスポットライト(1KW 18台)	1列	2,200				その他	1KW	110			
反響板ライト(96WLED 24灯)	1式	2,200									
移動用スポットライト(1KW)	1台	280									
移動用スポットライト(750W)	1台	220									
移動用スポットライト(500W)	1台	150									
ピンスポットライト(1KW クセノン)	1台	1,100				器具料小計					
電球ピンスポットライト(1KW ハロゲン)	1台	1,100									
各種効果用器具	1台	770									
カラーフィルター(1行事を1回とする)	1枚	440									
<b>(3)ジーンズホール音響器具</b>											
拡声装置	一式	2,750				器具名	単位	1H金額	時間	金額	
移動用サブミキサー(16ch)	1台	2,200				暖房料	1時間	1,270			
ダイナミックマイクロフォン	1本	550				冷房料	1時間	1,720			
ワイヤレスマイクロフォン	1チャンネル	1,650				入場料割増し又は営業割増又は市外(冷暖房量の100%)					
コンデンサーマイク	1台	880				冷暖房料小計					
三点つりマイクロフォン装置	1台	880				領 収 金 額					
録音再生器具	一対	1,100				端 数 処 理					
ステージスピーカー(A)フロント用	一対	2,200				決 定 金 額					
ステージスピーカー(B)跳ね返り用	一対	1,100				領 収 金 額					
<b>(4)ジーンズホール映写器具</b>											
録画再生器具(プロジェクターを含む)	1式	1,980									
スクリーン	1枚	660									

備考

- この表において「1回」の金額の1回とは、午前(9時から12時まで)、午後(13時から17時まで)又は夜間(18時から22時まで)における1回の利用をいう。
- ピアノの調律料は、利用者の負担とする。
- 器具を所定の場所以外で利用した場合の器具利用料はこの表における当該利用料と同額とする。
- 電気器具を持ち込む場合は、利用料に消費電力1キロワット当たり1回110円を加算する。ただし、持ち込み電気機具の合計消費電力が1キロワット未満の場合は、加算しない。
- 金額には消費税及び地方消費税を含む。

領収・還付年月日	受付番号	センター長	係	受付	電算入力	
					(受付)	(収納領収日)